

令和7年（行ノ）第29号 行政上告受理申立て事件

上告人 [REDACTED]

被上告人 東京都知事

上告受理申立て理由書

令和7年4月 日

申立人代理人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

東京高等裁判所第22民事部ニイ係 御中

第1 本書面の趣旨

本書面では、東京高等裁判所第22民事部が下した原判決に「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含む」と認められる事情があるため、以下これを主張する。

第2 主張の内容

1 はじめに

原判決第3の2の(1)において、「住民監査請求の趣旨に照らせば、上記の文節は、違法な不作為一般を広く同請求の対象とするものではなく」について、地方自治法2条16項において規定される「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に反する判断で、地方公共団体の違法事務行為を是認したものであって許容できない。この点、住民税を納付している市民が、地方公共団体の活動の財源となる公金の管理上の違法行為の防止のための監査や是正を求ることは、住民監査請求制度の趣旨に副うものであるはずである。

2 地方自治法242条1項の「財産」について

(1) 原判決書第3の2の(2)において、原判決は

「本件で問題とされている「現金」は同法241条1項が定める「基金」に該当しないことからすると、本件において同法241条7項を援用することは適切ではない。」

と述べるが、以下のとおり誤りが存在する。

すなわち、第一審の地裁判決及び原判決では、本件で問題とされている現金が「基金」から取り扱われたものではないことについて、何ら確認されていない。この点、東京都においては、会計管理局で集中管理する「東京都用品調達基金」(平成6年3月31日条例第18号)があり、むしろ基金の歳計現金が本件の処理に利用されている可能性が高く、「本件において同法241条7項を援用することは適切ではない。」とする道理はない。ましてや、本件の担当者は『令和5年度 [REDACTED] WEBサイトの運営保守委託』の担当者で、すなわち「[REDACTED]基金」(平成19年10月12日条例第119号)の担当者であった。

仮に本件で問題となる「財産」の対象が基金であった場合には、これを怠る事実は地方自治法242条の「怠る事実」に他ならない。また、地方自治法241条7項の「収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管」は、地方自治法242条の住民監査請求要件の「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき」に該当するものであり、『当裁判所の判断(1)の『同請求の対象は「違法又は不当に」「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている』との主張は成り立たない。

(2) 原判決書第3の2の(3)において、原判決は

「同法239条1項は、1号において「現金（現金に代えて納付される証

券を含む。)」を「物品」の範囲から明示的に除外している」と述べるが、以下のとおり誤りが存在する。

すなわち、同法239条1項の2号において「公有財産に属するもの」、3号において「基金に属するもの」を「物品」の範囲から明示的に除外しており、上記の論拠は的を得ていない。さらにいえば、公有財産や基金に属しない物品を調達し公金である歳計現金より支出を行う場合も地方自治法232条から235条の定めに従い決算・出納・保管などの行政主体の財産に属しない公金の財産管理を行うのも義務の一つであり、これを怠ることは違法であって、まったく争う手段をなくす原判決の判旨は誤りである。

加えて、行政法人の財産に属しない現金は、財産より直接的な住民の財産であり、現金が地方自治法人の財産構成にないことを理由に「財産の管理」の対象ではないとする解釈は真逆であって、本訴訟は支払遅延防止法の運用方針に示される「官尊民卑」行政のは正を目的としているが、官の財産は蔑ろにできないが民の財産は些細なもので違法性を問う事柄でないとする判断であり「官尊民卑」そのものであって、同法の趣旨を踏まえれば原判決の判断は法令の解釈を誤ったうえでのものであると言わざるを得ない。

以上